附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第三十三号の二（第二面）、様式第三十三号の二の二（第二面）、様式第三十三号の二の四（第二面）及び様式第三十三号の二の五（第二面）の改正規定は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第一項第一号の規定に基づき、及び同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等） **第十五条の二**　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（以下「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四　（略） 十五　法第三十七条第一項の許可の申請 十六　法第三十八条の二第一項及び第四項の届出 十七　前各号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める申請等 2　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（以下「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四　（略） 十五　前項第十五号に掲げる法第三十七条第一項の許可の申請に対する処分の通知 十六　前項第十六号に掲げる法第三十八条の二第一項及び第四項の届出を受理した旨の通知 十七　前項第十七号に掲げる申請等に対する処分通知等 （電子情報処理組織を使用する者の届出等） **第十五条の五**　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、第一項又は前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別番号、暗証番号その他必要と認める事項を通知又は交付するものとする。 4　（略）	（電子情報処理組織を使用してする申請等及び処分通知等） **第十五条の二**　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者に対して行われる通知（第十五条の四並びに第十五条の五第一項及び第三項において「申請等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四　（略） （新設） （新設） （新設） 2　法第四十八条の四第一項第一号の国土交通省令で定める港湾管理者が行う通知（第十五条の四並びに第十五条の五第二項及び第三項において「処分通知等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 一～十四　（略） （新設） （新設） （新設） （電子情報処理組織を使用する者の届出等） **第十五条の五**　（略） 2　（略） 3　国土交通大臣は、第一項又は前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別番号、暗証番号、当該届出をした者の使用に係る電子計算機から入力された情報を暗号化するための鍵及び電子証明証（申請等又は処分通知等をした者が本人であることを証明する電磁的記録をいう。）を通知又は交付するものとする。 4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。